

第5章

保育計画

「世田谷区子ども計画」を推進していくにあたって、取組みの柱の一つである保育サービスの充実に向け、待機児解消への取組み、良質で多様な保育サービスの提供など、4つの視点から保育施策を推進し、今後5年間の取組みと進むべき方向性を明らかにします。

なお、各施設や事業の目標整備量については、第6章「実現の方策」において、潜在的ニーズ量とともに示しています。

★1 保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備拡充

保育を必要とする子育て家庭に、必要な保育サービスを提供するため、保育待機児解消に向けた保育サービス施設の整備を拡充します。

認可保育園（本園・分園）設置、認証保育所、保育室、家庭的保育事業、認定こども園、私立幼稚園の預かり保育など、保護者の就労形態や生活実態に合わせ、必要な保育サービスを選択、利用できるよう保育サービス施設の整備を進めます。

★2 多様な保育サービスの提供

女性の就労率の高まりや働き方の多様化、地域における子育て環境の整備への期待等により、保育サービスへの多様なニーズが高まっています。区は、在宅子育て家庭への支援も視野にいれ、一時預かり保育、病児・病後児保育、延長保育、休日・年末保育など、多様な保育サービスの拡充に取り組めます。

これらのサービス利用者の利便性を向上させるため、保育サービス提供事業者や保育サービス利用者である保護者と連携を図り、サービスを的確に利用できるような必要な情報の提供に努めます。

★3 子どもの視点に立った保育の質の確保と向上

子どもたちが生き生きと健やかに過ごせる保育環境は、保護者が安心して保育サービスを選択、利用するためにも不可欠の条件です。

区は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、子どもたちの育ちに十分配慮し、「子どもの視点」に立った保育環境を整備します。

子どもの最善の利益が尊重され、良質な保育が受けられるよう、職員研修の充実等により従事職員の育成を支援します。保育の質の確保・向上を図るため、区内の全ての保育サービス施設に対する指導・相談・検査体制を強化します。区民がサービスを安心して利用できるよう、第三者評価の奨励・促進を進め、評価結果の公表等により、保育の質を高める仕組みづくりを進めていきます。

また、さまざまな保育サービス施設間の連携による質の向上や機能の充実を図るため、地域におけるネットワーク化を支援します。

★4 保育施設による地域子育て支援機能の充実強化

地域の絆の希薄化や核家族化が進み、孤立した状況の中で子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援が求められています。家庭や地域の子育て力を向上させていくため、保育サービス施設の役割は、ますます重要となっています。

「保育所保育指針」を踏まえた地域子育て支援策として、保育園が子育てに関する情報提供や相談の場となるよう、「ひろば」や「一時預かり」を認可保育園に併設するなどの取組みを進めます。

また、地域の子育て家庭が保育園のさまざまな行事に気軽に参加できる「地域交流」、乳幼児と保護者が保育園の生活を体験できる「体験保育」、保育園の保育士、栄養士、看護師が専門性を生かして子育てのノウハウを伝える「ママサポート」にも引き続き取組み、在宅での子育て世帯を支援していきます。

さらに、災害時等においては、保育園が在宅子育て家庭を支える拠点としての役割を果たすよう取組みを進めます。

第6章

実現の方策

1 計画の推進

基本目標に基づいて計画的に施策を推進していくためには、区の関係部署はもとより、子どもに関わるすべての人との連携が必要です。

また、区民の皆さんに計画の進捗状況を分かりやすく説明する責任があります。

区では、「世田谷区子ども計画」を推進していくために、次のような体制で連携を深めていくとともに、指標を定め、進捗状況を公表していきます。

☆1 推進体制

「世田谷区子ども計画」では、区のさまざまな部署において取組む施策があり、関連する計画もひとつではありません。それぞれの部署との緊密な連携による計画の推進が不可欠です。

また、行政だけでなく、地域の支援者、事業者の皆さんとの連携や、区民一人ひとりの皆さんにご協力いただきながら進めていく施策も多くあります。

「世田谷区教育ビジョン」を所管する教育委員会、「健康せたがやプラン」を所管する世田谷保健所との連携をはじめ、全庁的な会議体である「次世代育成支援推進委員会」において全体的な連携を図るとともに、区長の附属機関である「子ども・青少年問題協議会」をはじめ、青少年地区委員会や各関係団体への情報提供や提言を受けることで、「世田谷区子ども計画」の周知・啓発をしながら、計画事業を推進していきます。

基礎的自治体である区として取組めない範囲の施策等については、国・都等に働きかけるとともに、連携して進めていきます。

これらを推進するため、国の「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」などをはじめとし、国と都等の補助事業を活用していきます。

☆2 指標

次世代育成支援対策推進法による市町村後期行動計画策定指針により、前期行動計画において示されていた個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても、点検・評価することが定められています。

全国の自治体の取組み状況について比較が可能となるよう、個別事業を束ねた施策の指標については、以下のように共通の指標が設けられており、区においても同様に設定することとします。

全国共通の指標

- ・ 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
- ・ 希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合
- ・ 子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合
- ・ 仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合

区独自指標

- ・ 子ども自身が、自分が大切にされていると感じる割合

☆3 事業量

次世代育成支援対策推進法による市町村後期行動計画策定指針により、事業の達成状況を区民が客観的に把握できるよう、具体的な目標事業量を算出することが定められています。

後期行動計画においては、前期行動計画において示されていた特定14事業を中心に、供給の現状を踏まえた「事業目標」に加え、潜在的ニーズ量等を把握したうえで全国共通の「目標事業量」を算出しています。

次頁のニーズ量は、平成20年度に実施したニーズ調査結果をもとに、全国共通ワークシートを使用して推計値を算出しています。

目標事業量は、このニーズ量をもとに設定するものですが、ニーズ量の推計値には現実的な事業量との乖離が大きくなるものもあることから、現在の整備状況や今後の整備の実現性などを総合的に勘案して設定しました。

項目		21年度 (実績見込み) ※22年度	26年度	29年度
保育5サービス 認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、 認証保育所、その他	ニーズ量 (人)		13,821	13,039
	目標事業量 (人)	10,294 ※11,530	14,140	14,140
保育6サービス 保育5サービス+幼稚園預かり保育	ニーズ量 (人)		23,546	22,411
	目標事業量 (人)	11,010	15,010	15,070
夜間保育事業	目標事業量 (人)	30	30	30
延長保育事業	目標事業量 (人)	1,625	2,555	2,595
トワイライトステイ事業	目標事業量 (人)	3	3	3
休日・年末保育事業	目標事業量 (人)	40	50	50
放課後児童健全育成事業	ニーズ量 (人)		8,533	9,135
	目標事業量 (人)	3,600 ※3,935	4,795	5,665
病児・病後児保育事業	目標事業量 (日)	10,200	15,000	15,000
ショートステイ事業	目標事業量 (人)	5	5	5
一時預かり事業	目標事業量 (日)	48,734	101,514	101,514
地域子育て支援拠点事業 都A型(保育所、児童館)	目標事業量 (か所)	26	26	26
	都B型(センター型)	5	5	5
	都C型(ひろば型)	5	6	10
ファミリーサポートセンター事業	目標事業量 (か所)	—	—	—

※目標事業量は、国指定項目を掲載しています。

保育5サービス、放課後児童健全育成事業については、国の「新待機児童ゼロ作戦」集中重点3カ年の最終年度である平成22年度の目標事業量も示すこととなっているため、事業量を記載しています。

※ファミリーサポートセンター事業とは、「育児の援助を行う人(提供会員)」と「育児の援助を受ける人(依頼会員)」が会員になり、保育所までの送迎、保育所の開始前や終了後、買い物等外出の際などに、原則提供会員の自宅で子どもを預かる、有償ボランティア活動です。区には、社会福祉協議会が自主事業として行っている「ふれあい子育て支援事業」が類似事業としてあります。

2 計画の評価・検証

「世田谷区子ども計画」後期計画では、「指標」及び「目標事業量」について、区の実施計画事業推進状況及び行政評価と整合性を図り、各年度の進捗状況を公表するとともに、内容の評価・検証を進めていきます。

3 関連実施計画

「世田谷区子ども計画」策定時に、重点的取組み課題として取り上げたテーマを着実に実行するために、課題解決に向けた前提条件としての基盤整備を中心とした事業を、区の実施計画と密接な連携をもつものとして位置付けました。

実施計画が改定された平成20年に、引き続き同様に位置付けた以下の事業を「関連実施計画」とします。

①子ども支援	
1301	子どもの体験、社会参加の推進
1401	地域教育力の向上
1402	地域が参画する学校づくり
1403	家庭教育への支援
1501	豊かな人間性を育む体験教育の推進
1502	9年間を見通した質の高い学校教育の実現
1503	特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み
1504	信頼される学校経営の推進
1505	教育の情報化の推進
1506	教育環境の整備
1507	就学前(幼児)教育の充実
1601	保育サービスなどの充実
1303	配慮の必要な子どもへの支援
1701	児童虐待防止対策の推進

②子育て支援	
1602	在宅子育て支援
1702	小児救急医療の充実

③環境づくり	
1302	子どもの健康づくり
1202	食を通じた健康づくりの推進
0802	中小企業の人材活用への支援
0202	子どもの安全を守る取組み
0301	ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備
0401	道路ネットワークの形成
0303	安全な歩道づくり
0302	交通バリアフリーの推進
0402	開かずの踏切解消
1001	みどりと花いっぱい運動の推進(みどりとみずの基本計画の推進)
1003	みどりとみずのまちづくり
1002	国分寺崖線など民有地のみどりの保全
0604	住まいの確保と居住継続の支援

第1章
計画の策定

第2章
基本的考え方

第3章
重点取組み

第4章
計画体系

第5章
保育計画

第6章
実現の方策

第7章
資料

第7章 資料

1 計画策定にあたっての検討

① 子ども・青少年問題協議会による検討

子ども、青少年、子育てについて調査・検討する区長の附属機関である「子ども・青少年問題協議会」では、平成19年6月より2年間にわたり検討されました。

会議の名称	内容	実施時期
子ども・青少年問題協議会	「元気子どもを育てる施策と社会的基盤づくり」についての提言 (延べ4回)	平成19年6月 平成20年5月 平成21年1月 平成21年5月
同小委員会	「元気子どもを育てる施策と社会的基盤づくり」への意見・提言のまとめ (延べ17回)	平成19年8月 ～平成21年3月

② 子ども・青少年問題協議会による意見聴取

さまざまな立場の区民の皆様より「子ども・青少年問題協議会小委員会」が主催する会議において、ご意見やご提案をいただきました。

会議の名称	内容	実施時期	対象
子ども会議	児童館で活躍する中・高校生世代による意見交換	平成20年10月 平成21年1月	13歳～18歳
区民会議	さまざまな現場での体験を踏まえた具体的な意見や提案	平成20年7月 平成20年8月	区民

③ 次世代育成支援アドバイザー会議による検討

学識経験や子ども施策に関わる専門家の知見を子ども計画の推進に反映させるため、次世代育成支援アドバイザー会議を設置し、子ども計画後期計画について検討いただきました。

会議の名称	内容	実施時期
次世代育成支援アドバイザー会議	子ども計画後期計画への 意見・提言（延べ6回）	平成21年 1月22日
		平成21年 5月13日
		平成21年 7月 8日
		平成21年 7月22日
		平成21年 9月24日
		平成21年12月10日

④ 区民・活動団体との意見交換会

「世田谷区子ども計画後期計画（素案）」について、区のおしらせやホームページを通してのパブリックコメントの実施、子ども計画シンポジウムの開催、子育て支援団体・関係団体の方々との意見交換会の実施等を通じてさまざまなご意見、ご提案をいただきました。

<一般>

実施日	機関名
平成21年2月14日	子ども計画シンポジウム（検討状況説明）
9月28日より	区ホームページ
9月28日	区のおしらせ（特集号）
10月 3日	子ども計画シンポジウム

<子育て支援団体>

実施日	機関名
平成21年10月14日	社会福祉協議会子育て支援者
郵送	子育てサロン
	子どもの健全育成を図る活動を行っているNPO法人
	子ども基金助成団体

<関係団体>

実施日	機関名
平成21年4月～6月	青少年地区委員会、青少年補導連絡会（検討状況説明）
9月7日	私立保育園長会
9月8日	社会教育委員
9月15日	民生委員会長協議会
9月15日	学童保育クラブ父母会連絡会
9月18日	私立幼稚園協会
10月16日	DV 被害者支援団体連絡会
10月19日	青少年地区委員会・青少年補導連絡会合同会長会
10月22日	すくすくiネット・要保護児童支援協議会
10月23日	子ども・青少年問題協議会
10月26日	地域保健福祉審議会
11月13日	商店街連合会
11月24日	意見交換会（子育て支援者対象）
11月29日	意見交換会（保護者対象）
郵送	青少年地区委員会、青少年補導連絡会
	保育ママ、保育室、認証保育所
配布等	青少年委員
	世田谷保育親の会
	区立幼稚園PTA連絡協議会
	私立幼稚園PTA連合会
	区立小学校PTA連合協議会
	区立中学校PTA連合協議会
	世田谷工業振興協会

<行政機関>

実施日	機関名
平成21年9月4日	小・中合同校長会
9月8日	児童館長会
9月15日	区立保育園長会

⑤ ニーズ調査

子ども計画後期計画策定にあたり、ニーズ調査をはじめ、各種実態調査を実施しました。

調査名称	調査時期	対象
子ども・子育て支援に関するアンケート	平成20年8月～9月	母子健康手帳交付申請者
「世田谷区子ども計画」ニーズ調査	平成20年9月	0歳～10歳未満の保護者
世田谷区ひとり親家庭等アンケート	平成20年10月	児童育成手当受給世帯
児童館・新BOPアンケート	平成20年10月～11月	児童館・新BOP利用児童
児童館子育てひろばアンケート	平成20年10月～11月	児童館子育てひろば利用者
保育サービス利用者アンケート	平成20年10月	保育サービス利用者

2 子ども計画後期計画への提案等（抜粋）

意見交換会では、区民の皆様よりさまざまなご意見、ご提案をいただきました。その一部をご紹介します。

【計画全体】

子ども計画後期計画を広く、区民、特に子育て中の人々に周知する努力と、生の保護者の声を幅広く集める活動に期待する。行政や関係者のみの計画ではなく、区民が関わられることを願う。
区の記事は硬く読みづらいので、もっと工夫して読みやすい計画書とすべき。
子どもや子育て家庭の支援のために、子ども部や教育委員会など、各部署を横断し、柔軟に情報交換と役割分担を行っていただきたい。

【子どもの成長の支援】

区内の児童館、図書館は月曜日が休館日となっている。公的な場所で365日、子どもが過ごせる居場所を作してほしい。
児童館等の子どもに関するプログラムで、NPOや企業等が提案できるような場がほしい。
働く親を持つ中高生の放課後の居場所が少ないと思う。商店街の空き店舗を利用し、さまざまなプログラムを取り入れるなど、単なる居場所ではなく、成長する場の提供を考えていただきたい。
保育園では午後7時までの延長保育があるのに、4月1日から通う学童クラブでは、6時までしか預けることができなくなる。学童クラブでも育成時間の延長をしていただきたい。
中高生と乳幼児の子どもたちが触れ合う機会をもっと積極的に増やしてもらえたらいい。

【次代を担う人材の育成～世田谷区教育ビジョン等との連携～】

集団教育の中でなければ育たないコミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付けるプログラムを公教育の中に取り入れることを提案する。

【子どもの保育環境の整備】

国で保育園の設置基準の一部緩和の方針が出されたが、区は保育の質を低下させないよう、世田谷基準を守ってほしい。
少人数できめ細かな保育をしている保育室は、今の子育て支援の中で重要な役割を担っていると思う。小規模な保育室だからこそできることもある。
幼稚園に通っていても、親が働けるよう、幼稚園の預かり保育のさらなる充実が必要。

【支援が必要な子どものサポート】

障害のある子どもたちが、年齢にかかわらず、継続的に支援を受けられることが必要である。

【支援が必要な家庭のサポート】

障害のある子どもの家庭も、経済的な状況で今までより働く必要性がでている。親が仕事と子育てを両立できるよう、さらに手厚い支援が必要である。

【親の子育て力発揮への支援】

就労、専業にかかわらず子育て中の保護者全てが、子どもとともに育ちあっていける機会をそれぞれの立場において支援してほしい。そして、専業の立場の意見も取り入れるべき。

子育て中の人がいいつでも誰でも気軽に立ち寄ることができ、区内の幼児園連施設ともしっかりと連携が取れた「子育てセンター」のようなものが、いくつかあっても良いと思う。

母親が中心に子育てをしているのが現状。父親に向けたメッセージや情報などをもっと発信してもらえるとよい。

【子どもと親の健康づくり～健康せたがやプランとの連携～】

思春期の子どもこのころの問題は、見逃すことができない問題。学校には相談しにくい問題もあるため、学校以外の窓口で気軽に相談できるような体制があると、地域との連携もでてくると思う。

【地域の子育て力の向上】

行政がやれること、行政でなければできないことがある一方、できないこと、してはならないこともある。民間も同様。互いにもつものを精査し、新たな協働の形を模索することが大切。

地域をつくるのは市民。子どもに関わる市民活動団体と行政の機関が定期的に意見交換する場や、活動団体間の情報交流の場が必要。活動団体に関する積極的な情報公開も必要。

はじめての子育てで近隣の人に恵まれ助けもらった。自分の経験より、全ての人が受けられるような支援として、中高生や高齢者の方、地域の方との世代を超えた交流の場づくりを提案する。

3 用語解説

あ 行

エンパワーメント

61 ページ

その人の持つ「力」を最大限に引き出し、活かす。「力」を発揮する。

おでかけひろば

7 ページ

在宅子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由に集い、親同士の交流や子育て相談ができる場。

か 行

学生ボランティア派遣事業

51 ページ

虐待を受けている児童等に学生ボランティアを派遣して、当該児童の健全な育成及び自立を支援することを目的とした事業。

危険回避プログラム

9 ページ

小学校就学直前の5歳児を対象に保育園、幼稚園、児童館などの施設で行う事故や犯罪から身を守るためのロールプレイなどのプログラム。

ケースマネジメント

50 ページ

複数の機関が長期にわたって連携しながら援助を行なう場合、最善の援助体制を確保されるよう事例の進捗状況を客観的に把握し、援助の実施体制や援助方法について調整を行なうこと。

子育てステーション

7 ページ

利便性の高い駅前に設置する「あそび」、「そうだん」、「あずかり」、「ほいく」の4つのサービスを集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

子育てひろば

7 ページ

在宅子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由に集い、親同士の交流や子育て相談ができる場。

子ども家庭支援センター事業

8 ページ

地域における子どもと家庭の福祉向上を図るため、関係機関と連携しながら相談業務、子ども在宅サービスの提供、地域活動支援等を実施する事業。

個別ケア会議

50 ページ

個別の要保護児童等に関する情報の交換及び支援の内容の協議を行うため、必要に応じて設置する会議。

個別的継続支援システム

50 ページ

発達障害児や要保護児童への乳幼児期から就労期までのライフステージを通じての一貫した支援を行うため、関係機関と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援を途切れなく行う仕組み。

さ 行

- 児童虐待対策支援チーム** 8 ページ
困難ケースの緊急対応や人材育成、虐待対策ネットワークの調整や調査研究、サービスの基準管理などを実施し、総合支所相談窓口を支援するチーム。
- 事故回避ガイド** 9 ページ
0～4歳の子どもとその保護者を対象とした、主に家庭内での事故を予防するためのパンフレット。
- 児童デイサービス** 52 ページ
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。
- スーパービジョン体制** 53 ページ
事例を担当している実務者が、適切な援助指導を受けられるよう、指導体制や人的配置を組むこと。
- ソーシャルワーク** 21 ページ
「ケースワーク」「グループワーク」「ネットワーク」などのさまざまな社会福祉援助技術を駆使しながら、援助対象者の生活上の問題を全体的、統合的に捉え、生活を可能にするための援助活動。

た 行

- 第三者評価** 18 ページ
サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。
- タイムケア事業** 51 ページ
家庭の就労支援や一時的な休息のために、障害のある中高生などに放課後などの活動の場を提供する事業。
- チャイルドライン** 47 ページ
18歳までの子どもがかかる、子どもたちの声にただ耳を傾ける電話。

は 行

- パブリックコメント** 83 ページ
区民意見提出手続きといい、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する過程において区民が意見を述べる機会を設け、区政への区民参加の促進を図るための制度。
- ペアレントトレーニング** 24 ページ
子どもの行動に焦点をあて、子どもを理解し、効果的な対応方法を学ぶことにより、良好な親子関係の構築を目指す親支援教育プログラム。元々は発達障害児の親のために開発されたが、現在では、子育てに悩む親への支援方法として広く適用されている。
- 保育所保育指針** 45 ページ
保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの。平成20年に改定され、新たに「子どもの幸せを一番に考えること」を中心に、家庭と地域社会との協力が欠かせないことや、保育の目的・特性・保育士の専門性など、保育の質の向上が盛り込まれた。

ま 行

メンタルヘルス

61 ページ

精神（心）の健康を保つこと。

や 行

ユニバーサルデザイン

9 ページ

年齢、性別、国籍、能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいような生活環境を構築する考え方。

要支援児童

27 ページ

区においては、障害のある子ども、要保護児童、ひとり親家庭の子ども、養育が困難な子ども等としている。

要保護児童

21 ページ

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

ら 行

リーディングプロジェクト

6 ページ

将来に向けた区政の最重要課題への取組みであり、区の重点施策を牽引する横断的な取組み。

4 世田谷区子ども条例

前文

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 そうそく 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることから定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援しえんに努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援しえんに努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

(相談と擁護)

第15条 区は、子ども自身からの相談や子どもについての相談に対し、すみやかに対応するとともに、必要なときは、擁護するよう努めていきます。

第3章 推進計画と評価

(推進計画)

第16条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくりま

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第17条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第4章 推進体制など

(推進体制)

第18条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第19条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第20条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第21条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第22条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらおうよう努めなければなりません。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

世田谷区
子ども計画
後期計画

平成22～26年度

No.672

平成22年3月発行
世田谷区子ども部

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03-5432-2528

FAX 03-5432-3016

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>

